三　当該委託事業者（法人である場合に限る。）の定款
四　当該委託事業者の振興事業計画に係る事業所の所在地、名称、責任者名、常時使用する従業員の数及び主要品目ごとの生産金額又は売上高
五　当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合にあっては、その構成員）の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び当該委託事業者との間の取引の状況
六　当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の団体名及び代表者名並びに構成員の振興事業計画に参加することの有無
七　振興事業計画について議決をした当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し
八　当該中小受託事業者等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（振興事業計画の変更に係る承認の申請）

第三条　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする委託事業者及び中小受託事業者等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　振興事業計画の変更について議決をした当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し

二・三　（略）

三　当該親事業者（法人である場合に限る。）の定款
四　当該親事業者の振興事業計画に係る事業所の所在地、名称、責任者名、常時使用する従業員の数及び主要品目ごとの生産金額又は売上高
五　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合にあっては、その構成員）の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び当該親事業者との間の取引の状況
六　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の団体名及び代表者名並びに構成員の振興事業計画に参加することの有無
七　振興事業計画について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し
八　当該下請事業者等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（振興事業計画の変更に係る承認の申請）

第三条　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　振興事業計画の変更について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し

二・三　（略）

（特定連携事業計画に係る認定の申請）

第四条　法第八条第一項の規定により特定連携事業計画に係る認定を受けようとする特定中小受託事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定中小受託事業者（法人である場合に限る。）の定款
二　当該特定中小受託事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
三　特定連携事業を共同で行う特定中小受託事業者、特定会社及び共同事業者並びに特定連携事業の実施に協力する者（以下「連携参加者」と総称する。）の当該特定連携事業計画に関する同意書の写し
3　（略）

（特定連携事業計画の変更に係る認定の申請）

第五条　法第十条第一項の規定により特定連携事業計画の変更に係る認定を受けようとする特定中小受託事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の実施状況を記載した書類
二・三　（略）

（軽微な変更に係る届出）

第六条　（略）

2　法第十条第二項の規定により特定連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする特定中小受託事業者は、様式第五による届出書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

（特定下請連携事業計画に係る認定の申請）

第四条　法第八条第一項の規定により特定下請連携事業計画に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請事業者（法人である場合に限る。）の定款
二　当該特定下請事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
三　特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者、特定会社及び共同事業者並びに特定下請連携事業の実施に協力する者（以下「連携参加者」と総称する。）の当該特定下請連携事業計画に関する同意書の写し
3　（略）

（特定下請連携事業計画の変更に係る認定の申請）

第五条　法第十条第一項の規定により特定下請連携事業計画の変更に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の実施状況を記載した書類
二・三　（略）

（軽微な変更に係る届出）

第六条　（略）

2　法第十条第二項の規定により特定下請連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする特定下請事業者は、様式第五による届出書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。